

## 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について

(第 27 回 : 令和 4 年 9 月 30 日時点)

### 《調査の目的》

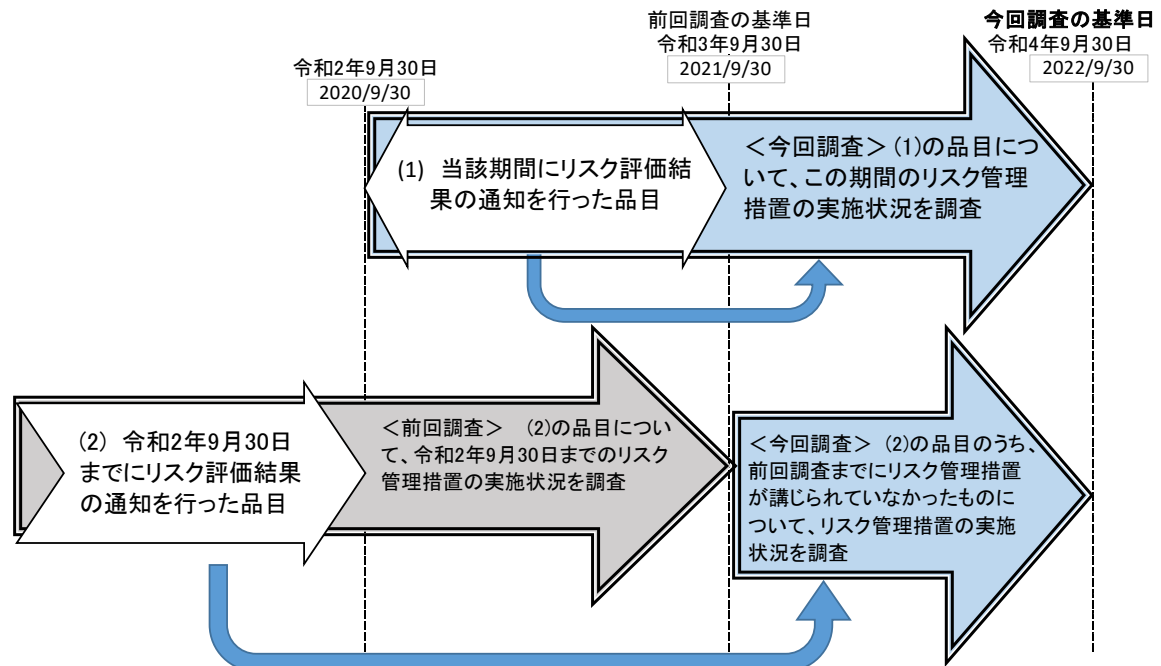
食品安全基本法第 23 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、関係行政機関（リスク管理機関）の施策（リスク管理措置）の実施状況を監視するための調査を行い、食品安全委員会が行った食品健康影響評価がリスク管理措置に適切に反映されているかを把握するもの。

### 《調査対象品目》

令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日の間に通知を行った品目及び令和 2 年 9 月 30 日以前に通知が行われたが、前回調査で具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目（計 208 件）

### 《調査基準日》

令和 4 年 9 月 30 日



《施策の実施状況一覧表》 ※ 各項目中、上段は件数、下段は対象件数中の割合

※ 複数の分野に係るものは、それぞれの分野に計上

	a.リスク管理措置 済み		b.リスク管理措置に 向けて手続中		c.審議会等で審議 中		d.審議会等の開催 に至っていない	
	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回
食品添加物	3 100%	6(1) 100%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
農薬	51 52%	49(2) 49%	13 13%	12 12%	4 4%	8(2) 8%	31 31%	31(1) 31%
動物用医薬品	37 73%	14(3) 58%	7 14%	3 13%	0 0%	0 0%	7 14%	7 29%
器具・容器包装	1 14%	1(1) 14%	0 0%	0 0%	6 86%	6 86%	0 0%	0 0%
汚染物質	2 50%	6(1) 100%	1 25%	0 0%	0 0%	0 0%	1 25%	0 0%
微生物・ウイルス等	0 0%	2(2) 100%	1 100%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
プリオン	1 20%	4(2) 80%	4 80%	1 20%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
かび毒・自然毒等	0 0%	2 67%	0 0%	0 0%	1 100%	1 33%	0 0%	0 0%
遺伝子組換え食品等	26 100%	10 100%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
新開発食品	1 100%	6 86%	0 0%	1 14%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
肥料・飼料等	4 80%	7(5) 100%	1 20%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
薬剤耐性菌	4 100%	4 100%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
その他	1 100%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
合計	131 63%	111(17) 61%	27 13%	17 9%	11 5%	15(2) 8%	39 19%	38(1) 21%

※( )書きは食品安全基本法第11条第1項第2号品目数。内数である。

注：表中の a～d の区分について

- a：規格基準を設定する等のリスク管理措置が講じられたもの。
- b：規格基準を設定する等のリスク管理措置の方針が決定済みで、実施に向けて手続中のもの。
- c：審議会等で審議中のもの。
- d：審議会等の開催に至っていないもの。

## 1. 評価要請を受けた食品健康影響評価品目について施策の実施状況の概要

- ・ 全ての品目 208 件のうち、131 件については、リスク管理措置が講じられていた。
- ・ 残りのうち、微生物・ウイルス等 1 件、プリオン 4 件、肥料・飼料等 1 件について、リスク管理措置の実施に向けて手続き中であり、器具・容器包装 6 件については審議会で審議中であった。
- ・ また、農薬、動物用医薬品については、農薬 13 件、動物用医薬品 7 件でリスク管理措置の実施に向けて手続中で、農薬 4 件について審議会で審議中であった。  
農薬 31 件、動物用医薬品 7 件について審議会の開催に至っていないが、
  - ① 基準設定に必要な海外データ等の収集が必要であること、
  - ② 食品安全委員会への再諮問のために資料収集が必要であること、
  - ③ 他の行政機関等での対応を待つ必要があること、等の状況であるとのことであった。
- ・ 汚染物質 1 件については、審議会に向けて作業中とのことである。

## 2. 食品安全基本法第 23 条第 1 項第 2 号に基づき、食品安全委員会が自ら行う評価（以下「自ら評価」と言う。）を受けた措置の概要

### (1) 鉛

令和 3 年に自ら評価を行っている。リスク管理機関は、以下の対応を行っている。

- ・ 厚生労働省（リスク管理措置済み）  
鉛ばく露の実態の把握に資する調査研究として、厚生労働科学研究「食品を介したダイオキシン類等有害物質摂取量の評価とその手法開発のための研究事業」を実施。
- ・ 環境省（リスク管理措置済み）  
これまでに、河川等の水質、土壌等について環境基準等が設定されており、これらの基準を維持。
- ・ 農林水産省（施策の実施に向けて準備中）  
国内の生産者・食品事業者による自主的な低減対策を支援するため、コーデックス委員会が策定した「食品中の鉛の汚染防止及び低減のための実施規範」（2021 年改訂）の日本語版を農林水産省ウェブページにて公表予定。

### (2) アレルゲンを含む食品（卵）

令和 3 年に自ら評価を行っている。リスク管理機関は、以下の対応を行っている。

- ・ 消費者庁（リスク管理措置済み）  
現在のアレルゲンを含む食品（卵）に関する表示制度について、食品安全委員会から妥当であるとの評価を得ていることから、現行制度を維持することとしている。

## (3) オクラトキシン A

平成 26 年に自ら評価を行っている。リスク管理機関は、以下の対応を行っている。

## ・厚生労働省(審議会等で審議中)

平成 26 年 10 月 21 日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で、小麦、大麦及びライ麦については、コーデックスに準じて基準値を設定することとされ、さらに、平成 28 年 11 月 29 日の同部会で、オクラトキシン A については偏在性が指摘されており、より正確に汚染実態を把握する観点からデータ収集を行う旨の報告が行われた。現在、これを踏まえて、以下の取組を行うこととされている。

- 小麦と大麦については、農林水産省と共同で汚染実態調査が行われており、引き続き調査が行われる予定である(かび毒汚染は、収穫年の気候に影響され、年により含有量が異なることが予想されることから、複数年にわたって調査が継続されている)。
- また、ライ麦及び人の嗜好の違いによって比較的高頻度に食べられる可能性のある食品(インスタントコーヒー、ワイン等)についても汚染実態調査が行われている。